

第七七回

参第一〇号

人口の急激な増加に伴う公共施設及び公益的施設の整備に関する特別措置法（案）

目次

第一章 総則（第一条 - 第三条）

第二章 人口急増市町村における公共施設及び公益的施設の整備（第四条 - 第十四条）

第三章 児童生徒急増市町村における学校施設の整備（第十五条・第十六条）

第四章 宅地開発等に係る調整措置（第十七条 - 第二十条）

第五章 雑則（第二十一条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、人口が急激に増加し又は増加する見込みのある地域等において公共施設及び公益的施設の整備を推進するとともに、宅地開発等と生活環境との調和を図るために必要な特別措置を講ずることにより、良好な生活環境を確保し、もつて地域社会の調和ある発展と住民福祉の維持向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「人口急増市町村」とは、第一号又は第二号に該当する市町村をいう。

一 昭和四十五年以降に行われた国勢調査等（国勢調査その他の統計法（昭和二十二年法律第十八号）第三条の規定による指定統計調査をいう。以下この号において同じ。）の結果による公表された当該市町村の人口が、その国勢調査等（以下この号において「最近国勢調査等」という。）の前において行われた直近の国勢調査等（以下この号において「前回国勢調査等」という。）の結果による公表された当該市町村の人口に比し、百分の二に前回国勢調査等の基準となつた日の属する年の翌年から起算して最近国勢調査等の基準となつた日の属する年までの年数を乗じて得た割合以上、かつ、五千人以上増加したこと。

二 大規模な宅地開発等が行われることにより、当該市町村の人口が政令で定める期間内に三千人以上増加することが、政令の定めるところにより、ほぼ確実に認められること。

2 この法律において「児童生徒急増市町村」とは、人口急増市町村以外の市町村で第一号又は第二号に該当するものをいう。

一 最近の学校基本調査（統計法第三条に規定する指定統計調査で学校に係るものをいう。以下この項において同じ。）の結果による当該市町村の児童（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二十三条に規定する学齢児童をいう。以下この号において同じ。）の数が、その学校基本調査の基準となつた日の属する年の三年前の学校基

本調査の結果による当該市町村の児童の数に比し、百分の六以上、かつ、五百人以上増加したこと。

二 最近の学校基本調査の結果による当該市町村の生徒（学校教育法第三十九条に規定する学齢生徒をいう。以下この号において同じ。）の数が、その学校基本調査の基準となつた日の属する年の三年前の学校基本調査の結果による当該市町村の生徒の数に比し、百分の六以上、かつ、二百五十人以上増加したこと。

3 この法律において「宅地開発等」とは、主として住宅の建築の用に供する目的で行う一団の土地の区画形質の変更又は一団の土地における住宅の建築をいう。

（国の責務）

第三条 国は、第一条の目的を達成するため、その政策全般にわたり、必要な施策を講ずるものとする。

第二章 人口急増市町村における公共施設及び公益的施設の整備

（人口急増市町村施設整備計画）

第四条 人口急増市町村は、その区域において良好な生活環境を確保するため、速やかに、当該市町村の議会の議決を経て人口急増市町村施設整備計画（以下「施設整備計画」という。）を定めるものとする。この場合において、当該市町村は、あらかじめ、都道府県と協議するものとする。

2 施設整備計画は、次の各号に掲げる施設その他の公共施設及び公益的施設（以下「公共施設等」という。）の整備に関する事項について定めるものとする。

一 教育及び文化に関する施設

二 公衆衛生施設

三 児童福祉その他の福祉施設

四 道路その他の交通施設

五 公園、緑地、広場その他の公共空地

六 消防施設

3 施設整備計画は、他の法令の規定によるその地域の整備に関する計画と調和が保たれるとともに、当該市町村の建設に関する基本構想及び都市計画に適合するように定めなければならない。

4 人口急増市町村は、施設整備計画を定めたときは、直ちに、自治大臣にこれを提出しなければならない。

5 自治大臣は、前項の規定による施設整備計画の提出があつた場合においては、直ちに、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。この場合において、関係行政機関の長は、当該施設整備計画についてその意見を自治大臣に申し出ることができる。

6 前五項の規定は、施設整備計画の変更について準用する。

第五条 人口急増市町村が更に第二条第一項第一号又は第二号に該当することとなつた場合における施設整備計画の策定は、現に施設整備計画があるときは当該施設整備計画の

変更によつてするものとする。

(都道府県の施策)

第六条 都道府県は、施設整備計画に関し、当該人口急増市町村に協力して、当該市町村の区域において良好な生活環境を確保するために必要な施策を講ずるものとする。

(関係行政機関の長の協力)

第七条 自治大臣は、施設整備計画の実施及び都道府県が人口急増市町村に協力して講ずる施策の実施に関し必要がある場合においては、関係行政機関の長に対し、関係地方公共団体に対する助言その他の協力を求めることができる。

(助言及び調査)

第八条 自治大臣は、人口急増市町村の区域において良好な生活環境を確保するため必要があると認める場合においては、関係地方公共団体に対し助言し、又は関係地方公共団体について調査を行うことができる。

(国の負担又は補助の特例)

第九条 国は、人口急増市町村が施設整備計画に基づいて行う事業のうち別表に掲げる施設に係るものに要する経費について、これに対する国の負担又は補助を定める法令の規定にかかわらず、同表に定める割合により、その一部を負担し、又は補助する。この場合において、国の負担又は補助に関しては、その負担又は補助の割合に係る部分を除き、当該法令に準じて政令で定める。

2 前項の規定は、同項の経費につき適用される他の法令の規定による国の負担金又は補助金の額が同項の規定による国の負担金又は補助金の額を超えるときは、適用しない。

(国の補助)

第十条 国は、人口急増市町村が施設整備計画に基づいて行う事業のうち第一号及び第二号に掲げるものに要する経費について、当該市町村に対し、政令の定めるところにより、その一部を補助する。この場合において、その補助の割合は、それぞれ当該各号に定める割合によるものとする。

一 小学校及び中学校の用に供する土地の取得 二分の一

二 幼稚園の建物の新築及び増築（買収その他これに準ずる取得を含む。）並びに設備の整備 三分の二

第十一条 前二条に規定するもののほか、国は、人口急増市町村が施設整備計画に基づいて行う事業について、当該市町村に対し、予算の範囲内において、政令の定めるところにより、その一部を補助することができる。

(地方債の利子補給等)

第十二条 人口急増市町村が施設整備計画に基づいて行う事業につき当該市町村が必要とする経費については、地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条第一項各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもつてその財源とすることができる。

2 国は、人口急増市町村が施設整備計画に基づいて行う事業につき当該市町村が必要と

する経費の財源に充てるため起こした地方債で利率が年三・五パーセントを超えるもの（自治大臣が指定するものを除く。）につき、政令で定める基準により、年六パーセントの範囲内で政令で定める率を乗じて得た額を限度として、当該地方債の各年度分の利子支払額のうち、利率を年三・五パーセントとして計算して得た額を超える部分に相当する金額を、当該市町村に補給するものとする。

（資金の確保等）

第十三条 国は、人口急増市町村が施設整備計画に基づいて行う事業の実施に関し、必要な資金の確保その他の金融上の援助に努めなければならない。

（国の普通財産の譲渡）

第十四条 国は、人口急増市町村が施設整備計画に基づいて行う事業の用に供するため必要があると認めるときは、当該市町村に対し、普通財産を譲渡することができる。

第三章 児童生徒急増市町村における学校施設の整備

（学校施設整備計画）

第十五条 児童生徒急増市町村は、速やかに、当該市町村の議会の議決を経て小学校又は中学校の施設の整備に関する事項について学校施設整備計画を定めるものとする。

2 学校施設整備計画は、他の法令の規定によるその地域の整備に関する計画と調和が保たれるとともに、当該市町村の都市計画に適合するように定めなければならない。

3 児童生徒急増市町村は、学校施設整備計画を定めたときは、直ちに、自治大臣及び文部大臣にこれを提出しなければならない。

4 前三項の規定は、学校施設整備計画の変更について準用する。

5 第五条の規定は、児童生徒急増市町村について準用する。この場合において「第二条第一項第一号又は第二号」とあるのは「第二条第二項第一号又は第二号」と読み替えるものとする。

（準用）

第十六条 児童生徒急増市町村が学校施設整備計画に基づいて行う事業のうち、第一号に掲げる施設に係るものに要する経費については第九条（別表を含む。）の規定を、第二号に掲げるものに要する経費については第十条の規定を、それぞれ準用する。

一 小学校及び中学校の校舎、屋内運動場、水泳プール並びに学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第三条第一項に規定する学校給食の開設に必要な施設及び設備

二 小学校及び中学校の用に供する土地の取得

2 第十一条から第十四条までの規定は、児童生徒急増市町村が学校施設整備計画に基づいて行う事業について準用する。

第四章 宅地開発等に係る調整措置

（宅地開発等に関する届出等）

第十七条 宅地開発等で次項に定める規模のものをを行う者（以下「事業者」という。）は、あらかじめ、自治省令の定めるところにより、当該宅地開発等の計画の概要を市町村長

に届け出なければならない。この場合において、その届出を受けた市町村長は、その写しを都道府県知事及び関係市町村の長に送付するものとする。

2 前項の規模は、次の各号に定めるものとする。ただし、市町村は、良好な生活環境を確保するため特に必要があると認めるときは、条例で、これらの規模以下の規模を定めることができる。

一 土地の区画形質の変更にあつては次のいずれかに該当するもの

イ 土地の面積が一ヘクタール以上のもの

ロ 住宅の用に供する土地の区画数が五十区画以上のもの

ハ その土地に建築の予定される住宅の戸数が五十戸以上のもの

二 住宅の建築にあつては一団の土地における住宅の戸数が五十戸以上のもの

3 市町村長は、当該市町村の区域において良好な生活環境を確保するため必要があると認めるときは、事業者に対し、当該宅地開発等の計画の変更等を求めることができる。

(公共施設等の用地の確保)

第十八条 事業者は、良好な生活環境を確保するためその宅地開発等に伴い必要となる公共施設等(以下「関連公共施設等」という。)を設置すべき地方公共団体(道路に関しては、その管理者となるべき地方公共団体)の申出があつたときは、当該関連公共施設等の用に供する土地を確保するものとする。

(立替施行)

第十九条 宅地開発等を行う国、地方公共団体及び日本住宅公団その他のこれに準ずる者で政令で定めるもの並びにこれらの者以外の事業者で次の各号の一に該当するものは、関連公共施設等を設置すべき地方公共団体(道路に関しては、その管理者となるべき地方公共団体)の申出があつたときは、これとの協議に基づき、当該地方公共団体に代わつて当該関連公共施設等の整備を行うものとする。

一 その宅地開発等を住宅金融公庫から融資を受けて行う者

二 その区画形質の変更を行う土地の面積が十ヘクタール以上又はその住宅の用に供する土地の区画数が五百区画以上若しくはその土地に建築の予定される住宅の戸数が五百戸以上である者

三 その建築する一団の土地における住宅の戸数が五百戸以上である者

2 前項の場合において、当該地方公共団体は、政令の定めるところにより、当該関連公共施設等の整備を行つた者に対し、当該関連公共施設等の引渡しを受けた後三年内に、その整備に要した費用を支払うものとする。ただし、その整備に要した費用の額のうち国又は都道府県から交付を受ける負担金又は補助金及び当該地方公共団体の起こす地方債によつて充当することができる部分以外の部分については、政令の定めるところにより、国、地方公共団体及び前項の政令で定める者に対しては二十五年以内、同項第一号に該当する者に対しては十年以内に支払うことができる。

(罰則)

第二十条 第十七条第一項前段の規定に違反して、届出をせず又は虚偽の届出をした者は、一万円以下の過料に処する。

第五章 雑則

(政令への委任)

第二十一条 第二条第一項第一号に規定する割合の算定、市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合におけるこの法律の規定の適用、特別区又は特別区の存する区域に関するこの法律の規定の適用について必要な特例その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

- この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十七条第一項及び第二十条並びに附則第二項及び第三項の規定は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。
(宅地開発等の届出に係る経過措置)
- この法律の施行の際現に宅地開発等で第十七条第二項に定める規模のものを行つている者は、自治省令の定めるところにより、当該宅地開発等の現況及び計画の概要を市町村長に届け出なければならない。同条第一項後段の規定は、この場合について準用する。
- 前項前段の規定に違反して、届出をせず又は虚偽の届出をした者は、一万円以下の過料に処する。
(失効)
- この法律は、昭和六十一年三月三十一日限り、その効力を失う。
(失効に係る経過措置)
- 第九条(別表を含む。)から第十一条まで(第十六条において準用する場合を含む。)の規定は施設整備計画又は学校施設整備計画に基づく事業に係る国の負担金又は補助金のうち昭和六十一年度に繰り越されるものに関し、第十二条第二項(第十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定はこの法律の失効前に起債の許可のあつた地方債に関し、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日以後も、なおその効力を有する。
- この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律の失効後もなお従前の例による。

別表(第九条、第十六条関係)

施 設 区 分	国の負担又は補助の割合
小学校及び中学校の校舎、屋内運動場、水泳プール並びに学校給食法第三条第一項に規定する学校給食の開設に必要な施設及び設備	四分之三
公民館の施設	三分の二
下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二条第二号に規定する下水道	三分の二

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第八条第二項に規定する一般廃棄物処理施設	三分の二
保育所の設備	二分の一から三分の二まで
道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二条第一項に規定する道路	三分の二
都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園	三分の二
消防の用に供する施設	三分の二

理 由

最近の経済及び社会情勢の変動に伴う都市及び周辺地域における人口の急激な増加に対処して、その地域における良好な生活環境を確保し、地域社会の調和ある発展と住民福祉の維持向上に寄与するため、公共施設及び公益的施設の整備を推進するとともに宅地開発等と生活環境との調和を図るために必要な特別措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費

この法律施行に要する経費は、初年度三千億円の見込みである。